

令和3年（ネ）第165号 福島原発被害損害賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（第一審原告） 伊東達也 外1271名

控訴人（第一審原告） 酒井美幸 外29名

被控訴人（第一審原告） 鹿目晴美 外168名

被控訴人兼控訴人（第一審被告） 東京電力ホールディングス㈱ 外1名

控訴審準備書面（控訴審16）

市民運動に基づく被告らの責任の所在

2022（令和4）年11月15日

仙台高等裁判所第2民事部 御中

控訴人兼被控訴人（第一審原告）ら訴訟代理人

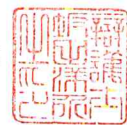
弁護士 小野寺 利 孝



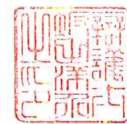
弁護士 広田 次 男



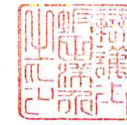
弁護士 鈴木 堯 博



弁護士 米 倉 勉



弁護士 笹山 尚 人



弁護士 坂田 洋 介



1 本書面の目的

(1) 本項とこれまでの主張との整合性

原告らは、これまで、被告東京電力には、「福島第一原発において全交流電源喪失をもたらさう程度の地震及び津波が発生することについての予見可能性」があったこと、そのような予見可能性に対して被告が何ら対策を講じてこなかったことに対する悪質性を主張してきた。

しかし被告の悪質性は単にそれにとどまらず、原子力事業者が当然に考慮しなければならない住民の安全性、住民の声というものを長年にわたり無視してきたという悪質性があるのである。

また、原告らは、控訴審準備書面（8）において、経済産業大臣は、省令62号4条1項の「想定される津波」について、不断の情報収集及び調査検討を行い、原子炉施設の安全性に脅威となる津波の可能性が明らかになったときには、適時に、発生可能性のある津波について、原子炉施設の安全性の確保に影響を及ぼさないかについて調査検討し、その結果、影響を及ぼすおそれがある場合には、省令62号4条1項の「適切な措置」に関し、安全対策についても調査検討したうえで、適切に権限を行使して原子力事業者に結果回避のための対策を講じさせるべき義務を負っていると主張した。

ここで経済産業大臣が負うべき「調査検討義務」は、電気事業法上の条文の文言から当然に導かれ得るものである。しかしながら、本件の原告を含む福島第一原発周辺の住民たちは、被告国に対して、繰り返し申入れを行い、原発の危険性に警鐘を鳴らし、万が一にも事故が発生しないよう改善の要求をしてきた。このような経緯に鑑みれば、被告国においては、より一層の調査検討義務を講じる必要性があったと言えるのである。

以下、まず、本項において主張する事実の概要を述べ、そのうえで、

本項においてさらに被告東京電力の悪質性及び被告国の調査検討義務の根拠を主張することの意義を述べることにする。

(2) 市民団体が地震・津波対策の必要性をくり返し指摘してきたこと

原告らが居住する福島県浜通り地域には、本件事故以前から、本件事故のような原発の過酷事故を回避するため、何度となく被告東京電力や被告国に対して地震・津波対策を採るよう警告し、申入れを行ってきた市民団体がある。

その一つが、1973（昭和48）年に結成された「原発の安全性を求める福島県連絡会」（結成時は「原発、火発反対福島県連絡会」、その後「原発反対福島連絡会」、さらに、東日本大震災後に「原発問題福島県民連絡会」と改称、以下、時期を問わず「原発県連」という。）であり、1987（昭和62）年から早川篤雄が代表を務め、1991年からは、原告伊東達也が副代表に就任している。

また、1987（昭和62）年12月には、原発県連も参加して原発問題住民運動全国連絡センター（以下「原住連」という。）が結成された。早川篤雄は、発足以来その代表幹事を努めており、2005（平成17）年からは、原告伊東達也が筆頭代表委員を務めるに至った。

これら二つの市民団体を中心として、本件各訴訟の原告の一部をも含む本件事故の被害者らは、本件事故以前から、被告東京電力や被告国に対して地震・津波に対する原発の安全性を確保するよう要求し、申し入れを行い定期的な交渉を行っていた。特に原発県連は、下記に詳しく述べるとおり、被告東京電力との交渉及び交渉によって得られた資料に基づき、津波により原発が過酷事故に見舞われる可能性をきわめて具体的に指摘し、抜本的な対策を求めてきたのである。

(3) 被告東京電力が津波による冷却機能喪失の可能性を認識していたこと

被告東京電力は、原発県連との交渉において、福島第一原発及び第二原発の津波水位を予測し、これと海水ポンプの発動機据付レベルないし渦流吸込レベルとの関係を示した文書を作成し、交付した（甲A90）。

「最新の評価手法による津波水位について」と題するこの書面を元にした交渉の結果、被告東京電力は、引き潮により海水ポンプが吸入不能となる事態、及び、高潮により海水ポンプが水没する事態を想定していることを明らかにした。しかも、被告東京電力の示した数値によれば、土木学会の「津波評価技術」に基づき想定されるチリ津波級の津波の水位をわずかでも上回れば、直ちに海水ポンプの水没など冷却機能が喪失する事態に至る。被告東京電力は、津波によって冷却機能が喪失し、過酷事故に至る可能性を、具体的に認識していたものといえる。

(4) 本書面の目的

以上のとおり、本書面では、本件各訴訟の原告の一部をも含む福島県浜通り地域の市民が、被告東京電力に対して福島原発の地震・津波による危険性を具体的に指摘し、警告を繰り返してきた事実を明らかにし、同時に、市民団体との交渉過程において、被告東京電力がチリ津波級の津波をわずかでも上回る規模の津波によって冷却機能が喪失し、過酷事故に至る可能性を具体的に認識していたことを主張する。

本書面は、本件事故をもたらす程度の地震・津波に関する被告東京電力の知見に関する原告らの従来の主張を補充し、被告東京電力の過失責任を明らかにするとともに、再三にわたる具体的な警告にもかかわらず聞く耳を持たなかった姿勢を明らかにすることで、その悪質性を主張するものである。

さらに、被告国との関係では、被告東京電力と同様に、再三に渡る警

告を受けてきたにも関わらず、本件事故を生じさせるような地震・津波に対する調査検討義務を果たそうとせず、過酷事故対策を被告東京電力などに「丸投げ」してきた実態を明らかにするものである。

2 原告伊東達也が運動に加わる契機

福島第一原発1号機が1971年に運転を開始すると、事故が相次ぎ、地元や広く県民の中に原発設置のへ不安と疑問が広がっていった。

やがて、国に対して、福島第二原発の設置の説明を求める県民世論となり、1973年9月18日、19日、日本で最初の原発立地をめぐる「公聴会」が福島市で開催されることになった。

この「公聴会」を前に、浜通り地域の住民組織・各民主団体・個人が、「安全性の確認が得られず、住民の意思をも無視し、地域開発にも結びつかない、原発・火発に反対する」ということを「申し合わせ」として、1973年9月9日、「原発・火発反対福島県連絡会」（以下、「原発県連」という）が結成された。

原告伊東達也自身も、この公聴会で発言したいと考え、現在、避難者訴訟第一陣原告団長の早川篤雄らが行っていた、「原発公聴会の民主化を要求する会」の勉強会に参加した。

そして、勉強会の講師をしていた安斎育郎の勧めもあり、軍事転用の可能性のあるプルトニウム利用計画に反対するという内容で、公聴会で発言したいと考えた（甲A80、12頁）。原告伊東達也は、公聴会での発言希望の申し込みを行ったが、結果は不採用であった。

公聴会で発言がかなわなかった原告伊東達也は、原発県連の活動の一員として、後述の第二原発1号炉の設置許可処分取り消し訴訟支援などの原発の危険性に反対する運動に加わるようになった。

3 第二原発設置許可処分取消訴訟（甲A87）

公聴会の検討結果説明書がまだ出ていない1973年12月1日、福島県知事木村守江は、福島第二原発と広野町火力発電所の、公有水面埋立の許可処分を出した。そして、1974年4月30日、当時の首相であった田中角栄は、福島第二原発の設置許可処分を下した。この設置許可処分に対しては、福島県浜通りの住民411人が、審査請求、取消訴訟を提起することとなった。

1975年1月7日、福島県浜通りの原告404人（早川篤雄を含む）が、原告福島第二原発設置許可取り消し訴訟を提起した。

同訴訟において、同訴訟原告らは、福島第二原発設置許可処分の瑕疵を主張していたものであるが、同時に、浜通り地域における原子炉施設が、その基本設計ないし基本的設計方針において、工学的、技術的に安全なものとして設計、建設されていないことを示す事情として、地震及び海象（津波）の問題があることを主張していた。すなわち、本件事故で福島第一原発の全電源喪失をもたらした地震及び津波に関する危険性については、同訴訟の時点においても、主張していたものである。

しかしながら、福島地裁の判決が、1984年7月23日で、福島地方裁判所は、請求棄却の判決を下し、1990年3月20日、仙台高裁において控訴棄却、1992年10月29日に上告棄却の判決が下された。

これらの判決により、地震、津波の発生の可能性のある浜通り地域の自然環境は原発設置に適さないものであること、また、原子力発電所は危険な施設であるという地域住民の訴えは司法の手によって封殺されることとなり、本件事故の発生につながっていくこととなるのである。

4 住民団体の結成

上記のとおり、1973（昭和48）年9月9日、公聴会の開催をきっか

けとして、「安全性の確認が得られず、住民の意思をも無視し、地域開発にも結びつかない、原発・火発に反対する」ということを「申し合わせ」として、「原発、火発反対福島県連絡会」が結成された（甲A713・34頁）。

「原発、火発反対福島県連絡会」の事務局は、福島市と、原発立地の現地である相双地域におかれたが、早川篤雄は、そのうち、現地事務局長という役職を担った（甲A713・34頁）。そして、1987（昭和62）年頃、早川篤雄は「原発、火発反対福島県連絡会」の代表となった（甲A713・34頁）。

その後、広野町火力発電所は、幸い深刻な公害問題には発展しなかったため、早川篤雄らは、火力発電所についての反対運動よりも原発に対する反対運動に力を入れることになり、1989（平成元）年7月25日に、「原発反対福島連絡会」（略称は「原発県連」）と改称した。

原発県連は、機関誌を発行しており、後に提起する福島第二発電所の設置許可取消訴訟の裁判の進行や、事故が起こった時にその事故の内容や原因の解説などを掲載して、会員に配布している（甲A86）。

1986年のチェルノブイリの原発事故をきっかけに、全国の原発反対の住民運動が結集されることになり、1987（昭和62）年12月13日、福島県の団体と、四国の伊方原発の団体を中心として、原住連が結成された（甲A713・35頁）。これは、全国各地の組織がまとまって連帯して情報を共有し、様々に学習・交流することで、電力会社や政府と交渉することを目的にした全国の原発組織の全国連絡センターであり（甲A713・35頁）、原発県連も参加した。当時、原発県連の代表であった早川篤雄は、代表として、その結成式に参加した。そして、早川篤雄は、発足以来、今もなお代表幹事の1人を務めており、原告伊東達也は、現在、3代目の筆頭代表を務めている（甲A713・36頁）。

原住連が作成し、配布している機関誌が「げんぱつ」（甲A88、甲A8

9) である。これにも、原住連や原発県連が行った交渉の内容や、申し入れ書を掲載したり、原発の安全性の問題などについての情報を発信している。

5 市民団体による被告東京電力・県・国との直接交渉

1973（昭和48）年6月25日、福島第一原発1号機において、放射性廃液くみ上げ中に、原子炉建屋外に放射性廃液が漏れるという事故が発生した（甲A713・36頁、甲A82）。当時の所長である榎本譲は、事故発生日の夜中に、建屋内はふき取り、汚染された原子炉建屋外の土をはぎ取った後、新しい土を入れて、その後、県に通報した（甲A713・36頁）。早川篤雄らの市民団体は、新聞報道で事故の内容を知り、抗議に行き、事情の説明を求めた。それに対して、榎本は、「魔が差しました」と答えた（甲A713・36頁）。これをきっかけとして、被告と市民団体の間の直接交渉が始まった。

第一原発及び第二原発では、運転開始後、数多くの事故が発生し、その事故を隠し、またデータを捏造するなどの繰り返りで、それらはますます悪質化し、常態化していた。

以下、原発県連や原住連が、被告東京電力や被告国に対して行った事故対策の申し入れや、抗議のうち、代表的なものをごく一部記載する。

- (1) 1979年の4月14日、世界最初の過酷事故となったスリーマイル島原発事故を受けて、原発県連は、福島県知事に申し入れを行った（甲A534）。内容としては、「安全宣伝」の中止、運転・建設中の原発の総点検、要求資料の公開、防災対策の周知徹底・訓練、「安全協定」に住民代表を加えるなどの、抜本的改善を行うことであった。このような要求は、被告国にも被告東京電力にも行ってきたが、無視されており、県政も住民の声を受け入れなかった。

(2) 1980年12月26日、原発県連は、「原子力発電所に関する防災計画」について知事交渉を申し入れており（甲A535）、事故発生時の防災計画の策定や、事故情報の正確かつ迅速な伝達の徹底を要求した。

(3) 前述のとおり、1986年のチェルノブイリの原発事故をきっかけに、原住連が結成された。

1988年12月12日には、原住連は、科学技術庁、通商産業省、厚生省、電事連へ、原子力推進政策を改め、安全優先と自主、民主、公開の原子力平和三原則に基づいて、原発の新設の中止、新しい安全基準の策定、新たな安全審査機関の新設、防災計画の策定、安全宣伝の中止、などの根本的な対策の再検討を要求した。

なお、同年7月14日には、被告東京電力に対し、福島第一原発、第二原発のすべてについて、安全性の総点検を求める緊急要求書を提出した（甲A536）。

(4) 1990年12月10日、原住連は、科学技術庁、通商産業省、電事連に対し、スリーマイル島やチェルノブイリにおける事故の教訓に基づき、日本の原発の抜本的見直しを要求した。

(5) 1991年12月、原住連は、前年と同様に、科学技術庁、通商産業省、電事連に対し、スリーマイル島やチェルノブイリにおける事故の教訓に基づき、日本の原発の抜本的見直しを要求した（甲A714）。

(6) 1992年3月11日、相馬市・原町市・相馬地方広域市町村圏（二市三町一村）議会が第一原発の増設に反対する意見書を提出した。その中には、「万が一の事故発生の場合は、等しくその被害から免れ得ない」と記載されている。そして、同年5月18日、原発県連も、被告東京電力へ、原発の新增設（7号機・8号機）に反対する申し入れ書を提出した。

同年9月29日、第一原発の2号機で、ECCSが作動するという事故が発生した。この事故で、1981年5月12日に第一原発2号機で、同年11月19日に第二原発1号機でもECCSが作動する事故が起きたことが隠されていたことが判明した。原発県連は、10月9日、この事故について、繰り返される事故及び事故隠し、情報漏れの原因は、「安全神話」と営利優先であるので、無謀運転を根本的に改めることを被告東京電力に要求した（甲A537）。

(7) 1993年11月29日、原住連は、前年と同様に、科学技術庁、通商産業省、電事連に対し、スリーマイル島やチェルノブイリにおける事故の教訓に基づき、日本の原発の緊急時対策の確立などについて、抜本的見直しを要求した（甲A715）。

(8) 1994年5月17日からは、原発県連で、「チェルノブイリ原発福島県民調査団」が派遣され、チェルノブイリ原発の現地調査を行った。

同年11月28日、原住連は、通商産業大臣・科学技術庁長官・労働大臣・電事連に申し入れを行い、政府及び電力会社が日本の危機の重大化についてどのような認識を持ち、これに対してどのように取り組んだのかについて問いただし、新型超大型炉の大規模な新造計画の推進は、日本の原発の危険性を一層増幅するものであり、ただちに止めるべきと進言した。

(9) 1995年1月17日、阪神大震災が発生した。それを受けて、原住連は、科学技術庁長官、通商産業大臣に対して、日本の原発に阪神大震災の教訓を生かすための調査・検討を実施し、その教訓に基づいて耐震基準を抜本的に見直すこと、その教訓を組み入れた耐震基準に基づく既設原発の総点検とその結果に基づく必要な措置を実施することを求めた。

同年11月16日には、原住連は、通商産業大臣、科学技術庁長官、自治大臣、電事連に申し入れを行い、阪神大震災の教訓を徹底的に明らかにすること、その教訓に基づいて、原発の耐震総点検を行い、必要対策を実施すること、地震時における過酷事故への緊急時対策を確立することを求めた。この申し入れについては、翌1996年5月9日に回答があったが、すべてが、「現行の制度は妥当である」と居直るものであった。

(10) 1997年11月30日、原住連は第11回全国総会を行い、翌日には、科学技術庁、通商産業省、動燃、電事連に対し、原子力政策の抜本的な見直しについて、申し入れを行った。

1999年8月11日、原住連は、通商産業大臣に対して、一連の事故調査について、第三者機関によって、事故原因とその責任の所在について、調査を行うこと、すべての原発の事故関連部分の総点検を行うこと、阪神大震災の教訓を生かして基準の抜本的な改革を行うこと、原子力災害対策の独自の確立を図ることなどを申し入れた。

(11) 2002年6月25日、原発県連は、福島県に対して、老朽化した原発（第一原発1、2、3、4、5の各号機）の過酷事故を想定した実効性の保障ある対策を検討するように申し入れ（甲A84）、8月29日同様の申し入れを被告東京電力に対しても行った（甲A85）。

同年9月4日、原発県連、原住連、原発問題を考える新潟県連絡センターは、共同して被告東京電力の事故隠しの問題について、原子力安全・保安院へ申し入れを行い、一連の事故隠しに対する反省が全くなく、断じて許せないとの抗議を行った（甲A716）。

同年9月13日、原子力安全・保安院は、「東京電力が過去に実施した原子力発電所の定期安全レビューを妥当であるとした同院の評

価を撤回することとした」と発表した（甲A538）。これにより、被告東京電力の事故対応、保守管理等に関しては、問題があったことが公に明らかになった。

- (12) 2005年11月28日、原住連は、原子力委員会、原子力安全委員会、電事連に対して、原子力政策大綱の閣議決定を受けて、再度国の原子力政策を見直すとともに、シビアアクシデント対策について、電気事業者の「自主活動」としている現状を改め、国際原子力機関の「安全基準」を受け入れて、国の安全規制の対象にすること、原子力災害対策について、過酷事故を想定したものにすることを要求した（甲A717）。
- (13) 2007年2月20日、原住連は、被告東京電力及び原子力安全・保安院を訪問し、東京電力の事故隠し、データ改ざん問題につき、徹底的な調査と再発防止対策の確立を申し入れた（甲A718）。
- (14) 2007年11月19日、原住連は、電事連、原子力委員会、原子力安全委員会、原子力安全・保安院に対し、柏崎刈羽原発被災を受け、耐震設計審査指針の抜本的再検討などを申し入れた（甲A719）。
- (15) 2008年7月20日、原住連は、柏崎市で全国交流集会を開催し、「原発震災」の発生に大きな不安、心配をアピールした。また、同年11月24日、原住連の総会が開かれたが、翌25日には、原子力委員会、原子力安全委員会、原子力安全・保安院へ柏崎刈羽原発被災に対する国の根本的対策が不可欠であること、原発等の危険の重大化への認識の共有を求めること、耐震対策が急務であることなどを求める申し入れ交渉を行った。同年12月5日には、電事連へも、同内容の申し入れを行っている。

6 津波評価技術に基づいた申入れ・交渉

(1) 女川原発について明らかになったこと

2002（平成14）年の9月7日と8日、原住連の女川集会が行われた。早川篤雄、原告伊東達也らは、女川原発が設置に際してチリ津波を考慮しているということを知った。そこで、その後に行われた東北電力関係者を交えた2・3号機公開ヒアリングにおいて、住民が、津波対策が万全であるかどうかについて、東北電力の関係者に問い質した。すなわち、チリ津波級の津波が生じた場合、引き潮時には冷却水を取水することが出来ず、冷却系が機能しなくなるのではないかとすることを追及したのである（甲A713・39頁）。それに対して、東北電力の職員が取水できなくなる可能性を認めたため、早川篤雄、原告伊東達也らは、福島第一原発でも同様の現象が生じるのではないかと考えるに至った（甲A713・39頁）。これ以後、津波に対する安全性に焦点を当てた交渉を行う契機となる。

(2) 「津波評価技術」に関する1年にわたる交渉

早川篤雄や原告伊東達也は、財団法人土木学会の「原子力発電所の津波評価技術」（以下「津波評価技術」という。）に基づく試算結果等を元にした被告との交渉を踏まえて、福島原発がチリ津波級の津波にすら耐えられないことを確信するに至る。本訴訟で、原告らは、津波評価技術による試算は信用性のないことを主張しているが、その津波評価技術による試算によっても、福島原発が耐えられないことが明らかとなったのである。

「津波評価技術」は、2002（平成14）年2月に発行された。「（土木学会原子力土木委員会）津波評価部会の1年半にわたる活動の成果をとりまとめたもの」で、「これまで培ってきた津波の波源や数値計算に関する知見を集大成して、原子力発電所の設計津波水位の標準的な設定方

法を提案したもの」とされる。「本成果が、原子力発電所の耐津波設計はもとより、国、電力、社会の各方面で活用され、安全性向上と安心感の醸成に貢献できることを念ずる」とされている（甲A26「津波評価技術」1頁）。

もっとも、社会的な活用を念ずる土木学会の期待に反して、「津波評価技術」が一般に広く公開されることはなかった。早川篤雄や原告伊東達也がその存在を知るのは、発行された翌年の2003年のことである。前記のとおり、原発県連による被告東京電力との交渉は、2002年の時点でも定期的に行われていたが、そのなかで被告東京電力が、新しくできた「津波評価技術」に言及することはなかった。ましてや、「長期評価」についても、言及することはなかった。

「津波評価技術」を入手した早川篤雄や原告伊東達也をはじめとする原発県連、原住連のメンバーは、自主的な研究を踏まえ、これに基づく被告東京電力との交渉を開始することとした。原発県連は、2004年から、どのような津波が想定されるのか、もし想定より高い津波が来たらどうするのか、引き潮があればどうするのかといったことを中心に、約1年にわたって被告東京電力との交渉を行った。

被告東京電力は、原発県連との交渉において決して書類を示して説明することがなかった。早川篤雄や原告伊東達也らが何度資料を求めても、決して書類を出すことはせず、事前に申し入れた書面に記した事項に限って口頭で答えるだけで、書面に記していないことに対しては、たとえ密接に関連する事柄であっても説明しないという態度であった。交渉内容には専門的な事項も含まれるため、早川篤雄や原告伊東達也は、被告東京電力の回答を得てそれを理解し、何が明らかになって、何が隠されているのかを検討するために時間を要し、ようやく疑問点が明らかになり次の交渉で質問を投げかける、というやりとりを余儀なくされた。

交渉の場に出席していたのは、被告東京電力の広報課の職員である。早川篤雄や原告伊東達也が技術的なことを尋ねると、「技術陣がこう言っている」と説明するのみで、技術陣の出席を求めても、出席することはなかった。こうしたこともあり、一つひとつ明らかにするためには、約1年という大変な時間を要した。

(3) 初めての書面による回答と津波による浸水の可能性

早川篤雄や原告伊東達也による粘り強い交渉の結果、チリ津波級の津波によって福島原発の海水ポンプが吸い込みできなくなったり、水没したりするポンプが数多くあるという事実が明らかとなった。

2005年2月2日、早川篤雄や原告伊東達也らは、福島原発がチリ津波級の津波が到来したときに、機器冷却用海水設備が機能しなくなり、事故が生じるおそれがあるのではないかと考え、被告東京電力に対して、口頭で、この点に関する交渉を申し入れを行った。申し入れの趣旨は、「機器冷却系海水設備がチリ津波級の引き潮時に機能しないことを承知しておきながら、運転を強行していることは断じて許されない」、「女川原発が海水の取水確保工事をしたように、対策を早急に確立するべきである」というものであった。早川篤雄や原告伊東達也は、被告東京電力にこれらを一覧にして示すよう求めた（甲A713・40頁）。

2005（平成17）年2月16日、早川篤雄のもとに、被告東京電力から直接、1枚のファクスが送信された（甲A90）。「最新の評価手法による津波水位について」と題するこのペーパーは、被告東京電力が早川篤雄らとの交渉で初めて示した書面である。

これによれば、「水位上昇側」とあるのは、津波が到来した際に、敷地内の水位が上昇してしまうときの数値を記載した欄、「水位下降側」とあるのが、引き潮の時に、水位が下降してしまうときの数値を表した欄である。そして、「評価値」というのが、その時の水位を、被告東京電力が

計算して記入した数値である。

たとえば第一原発1号機でいえば、水位下降側で非常用ポンプ渦流吸込レベルは最高でO. P. - 2. 3 mとあり、「評価値」であるO. P. - 3. 5 mはそれよりも低くなっている。そうなれば、当然取水は不可能であり、その間、原子炉の冷却をすることはできなくなり、臨界事故が発生する可能性が非常に高い（甲A713・41頁）。その「備考」欄には、「水位下降の際にはポンプの損傷を防ぐため、ポンプの停止操作を行う。」とあり、ポンプを停止した後、冷却材である海水の取水をどのように行うのかについては明らかでない。しかし、少なくとも海水の取水ができなくなる事態を前提としていることはうかがえる。

一方、水位上昇側で見ると、第一原発1号機の電動機の据付レベルはO. P. + 5. 6 mとされ、「評価値」のO. P. + 5. 4 mと比べるとわずか20 cmの余裕しかない。5号機や6号機は、それぞれ据付レベルと評価値が同じ値である。さらに、第二原発の1～4号機は、いずれも据付レベルがO. P. + 4. 2 mであるが、「評価値」は、1, 2号機でO. P. + 5. 1 m、3, 4号機でO. P. + 5. 2 mと、いずれも評価値が据付レベルを上回っている。すなわち、電動機（モーター）が水没し、使用不能になる可能性があり、取水はやはり不可能となる。この点について「備考」欄には、「水位上昇の際にも、ポンプは水密性を有する建屋内に設置されているため、安全性に問題はない。」と記されているが、水位の高さだけを見れば、津波の影響で水没するポンプがあるということについて、初めて書面で確認することができたのである。

(4) 被告東京電力は海水ポンプが使用不能になることを想定していた

被告東京電力が示した上記の表に基づくその後の交渉において、原発県連はさらに疑問点を解消するために様々な指摘を行った。同年3月15日には、新たに各プラントのポンプ名称、その台数、設置目的、ポン

プ呑み込みレベル、取水量を一覧にした表も示された（甲A103）。

原発県連は、この間の交渉を踏まえて、福島第一原発及び第二原発の津波に対する安全性に関して判明した事実を、一覧表にまとめ、被告東京電力に確認させることとした（甲A91）。この表から明らかなどおり、引き潮時には、第一原発の「原子炉補機冷却用」「非常用ディーゼル発電機（冷却用のこと）」「格納容器冷却用」の各海水ポンプは、ほとんどが使用不可能となることが判明した。被告東京電力の説明によっても、生き残るのは格納容器冷却用のわずか2台に過ぎなかった。

（5）被告東京電力は、水密化が有効な津波対策であることを認識していた

また、高潮時に水没する可能性がある海水ポンプがあることも明らかになった。被告東京電力によれば、第一原発6号機の14台のポンプは、20cm水没するとされ、そのため2002年にかさ上げしたという。また、第二原発についてはすべての海水ポンプが1mも水没するとしているが、建屋が水密性を有しているから大丈夫であると説明した。しかし、水密性がどの程度のものであるかの説明はなく、後に原発県連が建屋の見学を求めた際にも、「テロ対策」という名目で見学を認めなかった。なお、第二原発では海水ポンプの建屋を水密化したとしながら、第一原発では水密化をしたという説明はなく、その予定があるという話もなかった。

このように、被告東京電力は、原発県連からの津波への対応を厳しく追及されたことに対して、「水密化」をしたことをもって十分な対応をしているとの認識を示していた。すなわち、2005年の時点でも、被告東京電力においては、既に水密化が津波対策として有効なものであるという認識を有していたものである。このような認識を少なくとも被告東京電力原子力事業者が有していたことからすれば、所掌事項に関する専門技術的な知識と経験を有している被告国が適切な調査検討義務を講じ

ていれば、水密化が有効な津波対策であることは認識し得たものである。

(6) 判明した事実に基づく申し入れと被告東京電力の対応

こうした経過を踏まえて、原発県連は、同年5月10日、被告東京電力勝俣社長（当時）宛の「チリ津波級の引き潮、高潮時に耐えられない被告東京電力福島原発の抜本的対策を求める申入書」を提出した（甲A92）。この申入書は、「げんぱつ」にも掲載されている（甲A93）。

その後の交渉で被告東京電力は、原発県連の要求に対して文書による回答を拒否し、口頭で次のように回答した。すなわち、「引き潮（水位下降）の際にはポンプの損傷を防ぐため、ポンプの停止操作を行う。なお、原子炉圧力抑制室などに貯水しているので、津波で海水が取水できなくとも大丈夫であり、また、水没する可能性のある第一原発6号機についてはすでに20センチメートルのかさ上げ工事で対処済み、第二原発は全てのポンプが水密性を有する建屋内に設置されていることから安全性に問題はない。」というものである。

原発県連は、「そのような小手先の対策では承服できない、チリ津波より少しでも大きな津波に襲われたら対応できないのは明らかだ、根本的対策をとる必要がある」等として、抜本的な対策をとるよう交渉でくり返し求めた。しかし被告東京電力は、「すでに対策をとっており、心配にはおよびません」と、聞く耳を持たなかった。

2007（平成19）年7月、新潟県中越沖地震によって被告東京電力の柏崎刈羽原発が被災した。地震による原発の被災は世界で初めてのことであった。早川篤雄や原告伊東達也は、ことの重大性を感じ取り、同月に原発県連をはじめ3団体で申し入れを行い（甲A94）、同年7月24日、勝俣恒久社長宛に申入書を提出した。この申入書の中でも、早川篤雄や原告伊東達也は、チリ津波級の津波が発生したときに、福島原

発は高潮、引き潮に対応できないことが明白であると重ねて主張し、抜本対策をとるよう要求した。

さらに12月には、被告東京電力の東京本社まで出かけ、勝俣恒久社長（当時）宛に申し入れ書（甲A95）を提出した（甲A713・42頁）。申し入れの内容は、中越沖地震によって、これまでの断層判断の問題点が浮き彫りになったので、福島原発周辺の、陸域調査や海域調査をもう一度徹底して行なうこと、さらに、再三にわたり、チリ津波級の津波が福島第一原発に到来したときには、引き潮、高潮時に機器冷却用海水の取水機能が機能しなくなることは明らかなので、抜本対策をとることであった。

原発県連は、申し入れ書の第4項で、次のように指摘した。すなわち、「津波に対する対策についてもかねてから問題提起してきましたが、社団法人土木学会が2002年2月にまとめた『原子力発電所の津波評価技術』に照らし合わせても、福島原発の場合、現状のままでは、チリ津波級によって発生が想定される引き潮、高潮に対応できないことが明白である。チリ津波は1960年のことであり、このことは、本来、被告東京電力は承知のはずであり、福島第一原発、第二原発の建設・運転に当たって、当然、対策が措置されるべきものであった。ところが、福島原発はこれらの欠陥を放置したまま、建設・運転されているばかりか、私たちの何度にもわたる抜本的対策の求めにも関わらず、いまだ放置されたままになっています。」とするものである。

しかし、ここでも被告東京電力は、抜本対策をとる必要はないと申し入れを拒否し続け、聞く耳を持たなかった。そればかりか、前記のとおり原発県連が第一原発の海側にある海水取水ポンプと第二原発の水密性のあるポンプ建屋の視察を申し入れると、「テロ対策」を理由に、「絶対にできない」と述べ、どんなに要求しても拒否し続けたのである。

原発県連は、上記申し入れ書を提出した際、被告の上層部などにこの文書を必ず届けるよう求めた。その際「しかと受け止めました」との返答であった。

ところが、原告伊東達也が本件事故後の2011年4月20日に福島に来た鼓副社長に会った際、この申し入れ書を手渡し確認したところ、「読んでいない。このような申し入れ書が出されていたことは今初めて知った」と発言し、上層部には届いていなかったことが判明した。

(6) 津波による冷却機能喪失の可能性についての被告東京電力の認識

上記のとおり、被告東京電力は、少なくとも2005（平成17）年の時点において、チリ津波級の津波をわずかでも上回る規模の津波が福島第一原発を襲った場合、引き潮時には各海水ポンプのほとんどが使用不可能となること、高潮時には水没する可能性がある海水ポンプがあることを認識していた。

各海水ポンプは、その用途に応じて「原子炉補機冷却用」から「非常用ディーゼル発電機（冷却用のこと）」、「格納容器冷却用」まで複数ある。このうち非常用ディーゼル発電機冷却用についていえば、これが機能を喪失することにより非常用ディーゼル発電機が機能を失い、過酷事故の際に直ちに深刻な事態に進展する危険をはらんでいる。

本件事故においても、空冷式の非常用ディーゼル発電機が設置されていた福島第一原発6号機については機能喪失を免れたが、加水冷却式の非常用ディーゼル発電機はすべて機能を失った（甲A7大前研一「原発再稼働 最後の条件」, 86頁。なお、第一原発2号機及び4号機は、海水冷却式と空冷式が各1台設置されていたが、いずれも機能を喪失している。）。また、被告東京電力が原発県連との交渉で説明してきたとおり、第二原発の海水ポンプは、いずれも水密性のある海水熱交換器建屋内に

設置されていた。O. P. + 4 m版上にむき出しに海水ポンプを設置していた第一原発各号機とは格段の違いがある（甲A7, 30～31, 48～49頁）。

ところが、原発県連からの指摘を受けた被告東京電力の対応は、極めて不十分なものである。被告東京電力は、引き潮時に取水不能となるポンプがあることを認めながら、ポンプの損傷を防ぐためにポンプを停止し、原子炉圧力抑制室内の貯水を利用して時間を稼ぐというのであるが、これは短時間の電源喪失しか想定しないものである。海水ポンプの運転が可能な状況に回復しなければ、数時間のうちに（被告東京電力の試算では、2時間の取水困難を前提として、貯水により8時間冷却機能を確保するというものにすぎない。甲A91）、冷却材を喪失し、冷却機能を喪失する。また、水没する可能性のある第一原発6号機についてはすでに20センチメートルのかさ上げ工事で対処済みというが、これは想定される津波高さをわずかでも超える津波が襲来した場合には危険が生じることを前提としている。第二原発で水密化した建屋内に海水ポンプを設置することとしたのであれば、なぜ第一原発では同様の措置を講じないのかについて、被告東京電力は沈黙している。

以上を踏まえると、被告東京電力は、原発県連の指摘も踏まえて、チリ津波級の津波をわずかでも上回る規模の津波が福島第一原発の敷地を襲った場合には、海水ポンプが機能を喪失し、冷却機能が失われて過酷事故に至る可能性があることを十分に認識していたというべきである。被告東京電力が原発県連等による再三にわたる具体的な警告にもかかわらず聞く耳を持たなかった姿勢は、極めて悪質である。

7 国が過酷事故は起こらないと決めつけ、調査検討義務を放棄したこと

1992年5月28日、被告国の機関である原子力安全委員会は「発電

用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネジメントについて」という決定文書（甲A105）を発出した。

これは、スリーマイル島原発とチェルノブイリ原発が過酷事故を起し、国際原子力機関（IAEA）が1988年に出した「原子力発電所のための基本安全原則」の勧告を受けてのものである。

この文書において注目すべきは、「わが国の原子炉施設の安全性は、現行の安全規制の下に、設計、建設、運転の各段階において、①異常の発生防止、②異常の拡大防止と事故への発展の防止、及び③放射性物質の異常な放出の防止、といういわゆる多重防護の思想に基づき厳格な安全確保対策を行うことによって十分確保されている。これらの諸対策によってシビアアクシデントは工学的には起こるとは考えられないほど発生の可能性は十分小さいものとなっており、原子炉施設のリスクは十分低くなっていると判断される」と記載されている部分である。すなわち、事実上、日本だけはシビアアクシデントは起こらないという宣言を被告国が公的に発したものである。

そして、「当委員会（原子力安全委員会）は、原子炉設置者において効果的なアクシデントマネジメントを自主的に整備し、万一の場合にこれを的確に実現できるようにすることは強く推奨されるべきである」と、過酷事故対策を国としては行うことはなく、各電力会社に「丸投げ」という姿勢を取ったのである。

早川篤雄、原告伊東達也をはじめとする原発県連、原住連は、これこそ「安全神話」であるとして、毎年同文書で示された姿勢を改めるように被告国に求めてきたが、被告国は、2011年3月11日まで拒否し続けた。

このように、被告国は、「絶対安全」神話を推し進め、その結果、被告東京電力も被告国も、福島原発に限らず、あらゆる原発において事故が起こると、一層これを隠ぺいするようになり（甲A541・原告伊東達也の

陳述書第3の1参照)、大規模な地震や津波への抜本的対策を怠るようになったのである。

さらに、被告国が事実上、日本だけはシビアアクシデントは起こらないという宣言を公的にしたことによって、被告国は、過酷事故を防止するための調査検討義務を放棄することとなった。すなわち、甲A105

8 原告伊東達也らによる最後の交渉

3. 11の本件事故発生前に最後の申し入れとなったのは、2010年1月22日であった。このときの申入書(甲A104の4)には冒頭次のように記載されている

「米 TMI 原発事故(1979年)について大統領特別調査委員会の事故報告書は「原発は十分安全だという考えが、いつの間にか信念として根をおろしてしまった。これが今回の事故を防止しえたはずの多くの措置がとられなかった原因である。この態度を改め、原子力は本来危険をはらんでいる、と口に出している態度に変えなければならない、と本委員会は確信する」と、その教訓を強調しています。この点では、「原発の危険に反対する」という立場は、本来、国と電力会社のみならずとも共有しうるものと考えます」。

「日本列島における大地震は、阪神淡路大震災がもたらした兵庫県南部地震(1995年)以来、本格的な活動期に入ったとされます。日本の原発など近代構造物はこれから本格的な大地震に見舞われることとなります。「未曾有の国難」と「原発震災」が警告されています。原告伊東達也たちは、日本の原発等が大地震に見舞われた際の備えが十分であるかどうか、大きな不安を抱いています」。

「国と電力会社は1990年代以降、「日本では過酷事故は起こりえない」とする新たな「安全神話」宣伝を行い、国際的な提起については、国民には知らされませんでした」。「日本の原発が世界の原発に比べて安全性が高いな

どということはありません」。

このように前置きして、

「アクシデントマネジメントについて」について、これを国の公的規制の対象にすることを要求します。

「日本では過酷事故は起こりえない」の「安全神話」宣伝を直ちにやめることを要求します。

など過酷事故への対策問題を訴えていた。

これらの訴えは、上記7に記載したように、被告国は、1992年の時点で、シビアアクシデント対策を講じないとの態度を明確にしていたものであることから、そのような態度を改めるように申入れをしたものである。

このように、原発県連及び原住連は、国に対しても、過酷事故対策を再三に渡って要求してきたものである。

9 結語

早川篤雄、原告伊東達也らは、このように、被告東京電力に対し、事故が起きるたびに、抜本的対策を取るように、何度も申し入れを行い、過酷事故を未然に防ごうと努力してきた。また、2005年以降は、被告東京電力の計算によっても、水没するモーターが多数存在し、また、引き潮時には取水不能となることが明らかとなっていた。

さらに、被告国に対しても、抜本的な原発の安全性確保、安全神話政策の撤回、シビアアクシデント対策の徹底などの申入れを多数行ってきた。

にもかかわらず、被告東京電力は、早川篤雄、原告伊東達也らの事故対策

の要求や是正の要求には、全く聞く耳を持たず、稼働率を経営課題と設定し（甲A30・7頁）、事故対策を長年にわたり怠ってきた。

2005年の段階では、原発県連の指摘も踏まえて、チリ津波級の津波をわずかでも上回る規模の津波が福島第一原発の敷地を襲った場合には、海水ポンプが機能を喪失し、冷却機能が失われて過酷事故に至る可能性があることを十分に認識していたというべきである。この時点で、早川篤雄、原告伊東達也らの指摘を容れて、抜本的な調査を行い、津波評価技術や、長期評価などを検討していれば、本件事故が生じうる程度の、大規模な地震・津波が発生し得ることは容易に予見できたはずである。

にもかかわらず、被告東京電力は、そのような対策を怠ってきた。本件事故前は、原発立地の住民に対し、安全神話を流布し、被告東京電力ないし原発政策への取り込みを行っておきながら、自らに都合の悪い早川篤雄、原告伊東達也らの訴えには、耳を貸そうとはしなかったのである。

このような長年にわたる訴えを無視し続けてきた被告の姿勢は、双葉町の住民すべてを侮辱し、住民らの犠牲の上で、自己の経済的利益のみを追求するものであって、極めて悪質である。

そして、被告国の機関である原子力安全委員会は、1992年5月28日に発した「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネジメントについて」という決定文書（甲A105）において、「シビアアクシデントは工学的には起こるとは考えられないほど発生の可能性は十分小さいものとなっており、原子炉施設のリスクは十分低くなっていると判断される」と、事実上、日本だけはシビアアクシデントは起こらないという宣言を公的に発した。その結果、被告国は、「原子炉設置者において効果的なアクシデントマネジメントを自主的に整備し、万一の場合にこれを的確に実現できるようにすることは強く推奨されるべきである」などと、原子力事業者にアクシデントマネジメント（過酷事故対策）を自主的に

整備するよう「丸投げ」をしてしまったものである。

本来、被告国が有すべき科学的・専門的技術的知見を最新の科学技術水準へ即応させる（伊方原発訴訟最判）ためには、最新の科学的知見に基づけば原子炉施設の安全性に脅威となる内部事象及び外部事象が発生する疑いがある場合には、規制の必要性の有無及びその内容を判断すべく、直ちに当該事象についての科学的知見や情報を収集し調査検討するとともに、その結果原子炉施設の安全性にとって見過ごすことのできない脅威が存在することが判明したときは、その脅威から原子炉施設の安全性を守り、万が一にも事故が発生することのないようにするための措置についても、調査検討を尽くす必要がある。

しかしながら、被告国は、早川篤雄や原告伊東達也による度重なる安全対策の徹底、安全神話の撤回、シビアアクシデント対策の要求に対して、それを封殺し続け、調査検討義務を果たそうとしなかったものである。

仙台高等裁判所は、福島第二原発設置許可取消訴訟控訴審において、早川篤雄などの周辺住民による地震や津波の危険性の訴えを棄却し、被告国による安全神話政策の流布、結果としての本件事故の発生に寄与してしまった。今後、二度と本件事故のような悲惨な事態が生じぬよう、司法の役割が果たされなければならない。

以上